

2017年6月19日

仙台市青葉区柏木 1-2-40
ブライツシティ 柏木 702 号室
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡 和弘様

東京都港区虎ノ門 4-3-20
神谷町 MT ビル
AIU 損害保険株式会社
傷害・医療保険部
担当：成松
電話：03-6848-8483

送付状

拝啓、平素よりお世話になっております。

2017年4月18日付ネットとうほく 2015（検）第9号-5にて申入れを頂いた事項につきまして、同封書面にてご回答申し上げますので、ご確認頂けますようお願い申し上げます。

何卒、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

・同封書類（2枚）〈当該送付状含まず〉

以上

平成 27 年 6 月 19 日

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡 和弘 殿



平成 29 年 4 月 18 日付「申入書」（ネットとうほく 2015（検）第 9 号 - 5）を拝受いたしました。ご指摘いただきました点について、以下のとおり回答いたします。当該保険は宮城県 P T A 連合会が契約者となり、会員向けに加入勧奨をおこなっている団体制度商品であり、当社は当該制度商品の引受保険会社である旨を申し伝えます。

1 広告の表示について

(1) 割引率に関する記載について

当社としましては、ご指摘の点をふまえ、今後のパンフレット作成においては関係各所と協議のうえ、補足の説明をおこなう等保護者の方が理解しやすい表現への変更を検討していく所存です。

(2) 有利誤認表示ととられかねない広告内容について

パンフレットにおける割引率は従前の保険料との対比ではなく、補償内容（補償金額）から算出される団体割引等の適用のない当社における当該保険商品の基準保険料との対比となっております。そして、割引が適用されない当社における当該保険商品の基準保険料との比較で、実際にお支払いいただく保険料は割引が適用されて安くなっておりますので、有利誤認表示（景表法 5 条 2 項）には該当しないものと考えております。

また、本件のご指摘は、前記（1）の「どのような価格に対する「割引率」であるのか明らかでない」という割引率に関する記載のご指摘と重なりますので、前記（1）のとおり同ご指摘を当社が改善することにより解決できるものと考えております。

(3) 割引率を用いた記載について

ご指摘のとおり保険商品の保険料の算定根拠は複雑であり、一般消費者には分かりづらいものであると認識しております。しかし、その複雑な保険料の算定根拠、特に、多種の補償項目を内容とする本件保険制度商品について算定根拠をパンフレットで逐一説明することはかえって複雑で理解しにくくなることから現実的でないうえ、一般消費者が保険商品を購入するか否かを判断する際の情報としては、幾らの保険料でどのような場合に幾らの保険金が支払われるかを中心に加入者でお決めになっているものと思われま

す。また、実際に割引した保険料で販売しておりますので、「割引率」を記載することに問題はないものと考えておりますが、前記のとおり「どのような価格に対する割引率であるか」という点をわかりやすく表示するよう検討いたします。

2 更新手続について

ご指摘いただいた点を真摯に受け止め、変更される補償内容の説明を加える等、契約者が補償内容を理解したうえで更新するか否かを判断できるよう、案内の記載方法について、契約者である宮城県PTA联合会様のご意見も踏まえながら検討し、随時、改善をしていく所存です。

以上